

令和8年3月3日

島牧村地域公共交通活性化協議会委員 各位

島牧村地域公共交通活性化協議会  
会長 中山 貴 浩

令和7年度 第3回島牧村地域公共交通活性化協議会の書面協議の実施について

余寒厳しき折 皆さまにはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、本村の交通行政に御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本来参集して協議すべきところではありますが、時節柄ご多用のことと存じますことから今回は書面会議としてご審議いただきたく、ご案内申し上げます。

つきましては、別添のとおり資料を送付しますので、ご審議いただき、承認の可否、ご意見等を「書面表決書」に御記入の上、3月23日（月）までにFAX又は電子メールにより「書面表決書」を事務局へご提出くださいますようお願いいたします。

また、期限までに書面未提出の方及び表示のないものは、承認の扱いといたしますので、ご了承ください。

なお、審議の結果につきましては、後日お知らせいたします。

## 記

### 1 議案事項

議案第1号 島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施について

提案理由：令和8年度島牧村一般会計予算が可決、成立した後、速やかに事業実施着手するため提案する。

### 2 回答方法

別紙「書面表決書」を御記入のうえ、3月23日（月）までにFAXまたは電子メールにより御回答ください。

いただいたご意見等については、事務局から確認させていただくことがございます。

島牧村地域公共交通活性化協議会事務局（企画産業課内） 担当：石塚  
電 話：0136-75-6212 FAX：0136-75-6216 メール：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

令和7年度

第3回 島牧村地域公共交通活性化協議会  
議案書

令和8年3月3日

島牧村地域公共交通活性化協議会

## 1 議案事項

### ◎議案第1号。

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施について、令和8年度島牧村一般会計予算が可決、成立した後、速やかに事業実施着手するため提案する。

#### <事業内容>

令和8年度島牧村地域ハイヤー料金助成事業を実施について

(令和7年度事業実施同内容とする。)

- ◎ハイヤー利用券交付(額面60,000円/人)(1,000円券50枚,500円券20枚)  
(申請期間による交付相当額の変動性の導入)
- ◎ハイヤー利用券発行(事務局自前作成。)

#### <事業の進め方について>

- (1) 前年度利用登録した方は引き続き利用申請があったものと見なし、新たな申請は不要とする。ただし、公簿等の確認により、施設入所者や長期入院者となっている方へは交付を行わない。
- (2) 前年度利用登録した方で、不要の方は申出してもらおう。
- (3) ハイヤー利用券及びハイヤー登録証は、金額の色の変更により、前年度交付したものと相違するように努める。

申請期間	額面1,000円券	額面500円券	交付相当額
事業周知から9月30日までの間	50枚	20枚	60,000円分
10月1日から12月30日までの間	30枚	20枚	40,000円分
1月6日から3月10日までの間	10枚	20枚	20,000円分

- (4) 券の利用有効期間は、令和9年3月31日までとする。
- (5) 配付チラシ(案)…別添のとおり。



(65歳未満の方でも、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳～64歳までの方も対象者となります。)

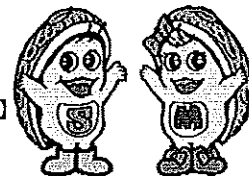
今年度より、申請期間でハイヤー利用券の交付額が異なります。

申請期間	額面 1,000 円券	額面 500 円券	交付相当額
事業周知から9月30日までの間	50枚	20枚	60,000円分
10月1日から12月30日までの間	30枚	20枚	40,000円分
1月6日から3月10日までの間	10枚	20枚	20,000円分

※. それぞれの申請期間の終日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその日以前の開庁日とする。

～高齢者や手帳を保有している方の経済的負担軽減と社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図ることを目的として、『島牧村地域ハイヤー利用券』交付事業を実施いたします。

1. 「申請が必要な方」：令和7年度に利用登録証の交付を受けていない方で、新たに交付を希望される方。
2. 「申請が不要な方」：令和7年度に利用登録証の交付を受けた方。【申請があったものとして、再審査します。】
3. 令和7年度に利用登録証の交付を受けた方で、令和8年度に必要なとしない方は、事務局へ連絡願います。



#### 1. 対象者

- ①. 65歳以上の方。(令和9年3月31日までに65歳になる方も含む。)
- ②. 身体障害者又は精神障害者保健福祉手帳を保有する、18歳以上64歳以下の方。
- ③. 申請日に、村に住所登録されていて、現に居住している方。
- ④. 税や使用料の滞納がない方。  
【村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(世帯単位)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・水道料・公営住宅料・浄化槽使用料・光ネットワーク使用料】
- ⑤. 普通自動車免許以上の交付を受けていない方。
- ⑥. 自動車(四輪以上。)を、所有・使用(割賦・リースを含む。)していない方。

#### 2. 交付枚数と使用方法

- 【対象者1人あたり、60,000円分を上限として利用券を交付します。(申請期間により、交付する利用券が異なります)】
- ①. 料金支払い時に利用券を乗務員に渡し、差額を現金でお支払いください。
  - ②. 1回の乗車で複数枚使用可能です。
  - ③. 乗車時は、登録証を携帯し支払時に乗務員へ提示してください。

#### 3. 交付申請手続きについて(代理の方でも申請できます。)

- 【申請受付】島牧村地域公共交通活性化協議会事務局(島牧村役場企画産業課内)  
【必要なもの】様式第3号 島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書  
手帳の提示(18歳以上64歳以下の方で、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している方)  
【前年度登録者】●令和7年度に利用登録証を受けた方は、今年度も申請があったものと取扱い、再審査の上、交付手続きを行います。再度の申請手続きは、必ずしも必要ではありません。

#### 4. 交付方法 申請内容等を確認し、後日、簡易書留郵便でご自宅へ郵送いたします。

#### 5. 利用券の有効期間 交付の日から令和9年3月31日まで。

- #### 6. その他
- ①. 申請書の「様式第3号 島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書」は、裏面です。  
また、事務局でも受け取ることが可能です。
  - ②. ハイヤー利用登録証及びハイヤー利用券の交付を受けた方は、後日、実施するアンケート調査にご協力ください。
  - ③. 疑問や質問については、下記のお問合せ先へ電話連絡してください。

●【利用券が使用できる事業者】 有限会社 島牧ハイヤー(千走136番地)《電話番号》0136-74-5447

★【問合先】島牧村地域公共交通活性化協議会事務局(島牧村役場企画産業課内)《電話番号》0136-75-6212

島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書

年 月 日

島牧村地域公共交通活性化協議会長 様

申請者	住 所: 島牧村字
	フリガナ:
	氏 名:
	電 話 番 号: (                    ) - (                    ) - (                    )
	利用者との関係:

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、私は本助成事業のすべての助成対象者要件を満たしていることを誓約するとともに、交付要件審査のため、協議会が島牧村へ協議会規程第3条第1項及び第2項の定める、住民基本台帳の登録や各種の税や保険料、使用料金、施設入所、手帳保有等の状況等について、公簿等により個人情報の確認することに同意します。

記

フリガナ	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	性 別	男 ・ 女
氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生
世帯主名			
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
要 件	次の助成対象者要件を満たしています。(□に、レ点を記入してください。) <input type="checkbox"/> : 申請日において、村内に住所を有し、現に居住しています。 <input type="checkbox"/> : 税や料などの滞納はありません。 (村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(世帯単位)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料) <input type="checkbox"/> : 介護保険福祉の法に定める施設に入所していません。 <input type="checkbox"/> : 自動車運転免許証(普通免許以上)の交付は受けていません。 <input type="checkbox"/> : 自動車(四輪以上。)を所有、使用(割賦、リース含む。)していません。 <input type="checkbox"/> : 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を保有している。(手帳等級の記入:        級)		

【個人情報の取り扱いについて】

当該申請に係る個人情報については、本事業のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しません。

※. 次の欄は記入しないでください。

交付の可否	決定年月日		交付番号	会 長	事務局長	事務局員		備 考	
可 ・ 否	年 月 日							該当 (                    )	
1.住民係	住民登録 有・無	3.在宅介護支援係	施設入所 有・無	4.水道係	滞納 有・無	6.生活排水係	滞納 有・無	9.福祉係	身障手帳 有(級)・無
2.税務係	滞納 有・無	3.在宅介護支援係	滞納 有・無	5.施設係	滞納 有・無	7.企画情報係	滞納 有・無	10.保健指導係	精神手帳 有(級)・無

申請に基づき島牧村地域ハイヤー利用券の交付又は不交付の手続を行ってよろしいか。

年 月 日受け取り _____ 課
-------------------

## 島牧村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

令和7年4月1日現在

構 成 員	役 職	氏 名	役職
(1) 島牧村	総務経済部長	中山 貴 浩	会長
(2) 公共交通事業者の代表者が指名するもの	有限会社島牧ハイヤー副社長	高 島 紀 彦	
	ニセコバス株式会社取締役総務部長	荒 井 征 人	
	後志地区ハイヤー協会 (有限会社島牧ハイヤー代表取締役)	林 知 弘	
(3) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者	北海道運輸局札幌運輸支局首席運輸企画専門官	門 間 俊 也	
(4) 北海道後志総合振興局長が指名する者	北海道後志総合振興局地域創生部 地域政策課新幹線推進室長	坂 本 誠 一	
(5) 北海道警察函館方面寿都警察署長が指名する者	北海道函館方面寿都警察署地域・交通課長	茅 根 徹 也	
(6) 道路管理者の代表者が指名する者	国土交通省小樽開発建設部岩内道路事務所長	島 山 賢 一	
(7) 住民又は利用者の代表	島牧村地区会長連絡協議会副会長	木 村 一 行	監査
	島牧村老人クラブ連合会会長	白 杵 豊	
	島牧商工会事務局長	田 中 勝 義	
	社会福祉法人島牧村社会福祉協議会事務局長	金 子 英 敏	副会長
	島牧村福祉課長	上 田 雅 憲	監査
	島牧村教育委員会教育次長	及 川 光 輝	
(8) その他村長が必要と認める者	寿都町企画課長	齊 藤 理 香	
	ニセコバス労働組合執行委員長	公 平 一 大	